

中・長期開門調査検討会議設置要領

第1 趣旨

諫早湾干拓事業に係る中・長期開門調査について、短期の開門調査で得られた成果及びその影響、その他の各種調査の動向、ノリ作期との関係等の観点を踏まえ、幅広い検討を行うため、有識者からなる「中・長期開門調査検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

第2 組織

- 1 検討会議は、委員10人以内で組織する。
- 2 検討会議に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置く。
- 3 委員及び専門委員は、農林水産省農村振興局長が委嘱する。
- 4 検討会議に座長を置き、開催毎に委員の持ち回りとする。

第3 検討会議

- 1 検討会議は、中・長期開門調査の取扱いについて、農林水産省が行う行政判断に必要な論点を整理する。
- 2 座長は、検討会議を進行する。
- 3 専門委員は、座長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 座長は、農林水産省が行う行政判断に必要な論点の整理にあたり、広く意見を聴取するとともに説明を求めるため、委員及び専門委員以外の者に対して、検討会議への出席を求めるものとする。

第4 公開

議事は、検討会議の承認の上公開とし、その方法は別に定める。

第5 庶務

検討会議の庶務は、農村振興局整備部農地整備課において処理する。

附 則

この要領は、平成15年3月28日から施行する。